

令和4年度 公募型「ロボット実証実験支援事業」募集要項

I 事業の目的・概要

「公募型『ロボット実証実験支援事業』」は「さがみロボット産業特区」の取組として、生活支援ロボットの実証実験を支援することで、普及に向けたニーズの掘り起こしや技術の改良を図り、事業化を促進するものである。

企画が採択された申請者（以下「採択者」という。）の実証実験について、「さがみロボット産業特区協議会」が支援する。

なお、本事業の実務は「公募型実証実験実行委員会」（以下「実行委員会」という。）が行う。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、支援期間中であっても、支援を停止もしくは中止する可能性がある。

II 募集条件

1 対象となるロボット

「介護・医療」、「高齢者等への生活支援」、「災害対応」、「農林水産（鳥獣対策含む）」、「インフラ・建設」、「交通・流通」、「観光」、「犯罪・テロ対策」等、生活支援ロボット全般若しくは、それを構成する技術等（試作の初期段階での申請も可能。）

2 実施場所

原則として「さがみロボット産業特区」の区域内

ただし、実行委員会が適当と認めた場合は、神奈川県内の他の地域での実施も可

3 申請資格

国内に研究・活動拠点を有する法人・個人及びこれらの法人・個人で構成するグループ（企業の事業所や部署、大学等の研究室単位での申請も可能。）

4 採択件数等

合計9件（予定）

○前期と後期の2回に分けて募集を行う。前期6件程度、後期3件程度を予定しているが募集の状況に応じて採択件数は増減する可能性がある。

○これまで本事業で支援を受けたことがある案件でも、企画内容の更新等がある場合には再度の応募を認める。

○前期に不採択となった企画についても、後期に再度の応募を認める。

III 申請方法

1 提出書類

①申請書（必須）

②共同実施者報告書（単独申請の場合は不要）

③企画提案書（必須）

④収支計画書（必須）

⑤その他、ロボットの概要等が分かるパンフレット等（任意）

2 提出期間

【前期】令和4年5月9日（月）から令和4年6月3日（金）まで（必着）

【後期】令和4年9月1日（木）から令和4年9月30日（金）まで（必着）

3 提出先

① 電子申請の場合

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=32070

② 郵送の場合

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県 産業労働局 産業部 産業振興課

さがみロボット産業グループ（公募型実証実験実行委員会）あて

なお、共同実施者がいる場合は、連絡窓口となる法人又は個人を代表者として申し込むこと。

IV 支援内容

1 実施場所及びモニターの調整

実行委員会は、採択者が希望する実証実験を行うことができるように、実施場所（道路、商業施設等）の選定やモニター（試用者）の条件、必要な手続等について、助言その他の支援を行う。

※実証場所の確保を確約するものではない。

※実証実験の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底すること。

また、試作の初期段階でも使用できる「プレ実証フィールド※」（元県立新磯高等学校の校舎・体育館・グラウンド・仮設プール等）を実施場所として提供するなど、ロボットの完成度に応じて実証実験を支援する。

※新型コロナウイルス感染症への対応等により、使用できない場合がある。

2 経費の支援

実行委員会は、採択した企画について、以下に記す支援対象となる経費のうち原則として50万円（税込み）を上限に支援する。なお、実験内容を精査し実行委員会が認めた場合には、本事業の予算の範囲内において、50万円を超えて100万円（税込み）まで支援する場合がある。

※経費の総額が支援金額を超過する場合は、採択者がその超過分を負担する。

※保険料（安全対策費）や、人を対象とする実証実験では倫理審査料（申請・審査手数料）等、原則として支出が必須となる費目がある。

(1) 対象費目

①安全対策費（保険料・機器試験料等）

実行委員会が指定する保険の加入に係る経費。原則として必須加入。
ロボットの技術的な安全試験に係る経費等。専門機関等に外注する場合に限る。

②謝礼等

実証実験に協力したモニター、施設、施設職員、その他実証実験関係者への謝礼等。謝金、その他物品を含む。

③会場使用料等

実証実験の実施場所となる施設の使用に係る経費

④人件費

実証実験に伴う一時的な雇用に限る。但し、研究の一環として参加している学生等、企画の関係者と認められる者は除く。

⑤機器レンタル料

実証実験に使用する機器のレンタルに係る経費。

⑥ロボット運搬費

実証実験の実施場所までロボットを運搬する宅配便や車両のレンタル等に係る経費。

⑦申請・審査手数料

道路使用許可申請手数料、倫理審査料など、実証実験の実施に必要な申請・審査に係る

経費。人を対象とする実証実験では、原則として倫理審査が必須。

⑧工事費

実証実験の実施場所にロボットを設置する工事に係る経費。施工業者等への外注に限る。

⑨広報費

実証実験の実施を広報するための経費。実証実験の前後に実証実験をPRするチラシ・動画等作成に係る経費。製作会社等への外注に限る。

また、実証実験の広報活動を外部委託する際の経費も含む。

本事業名や本事業に採択された実証実験の名称等が付記されていないもの、単なる申請企業等のPRや営業活動に活用される広報費は、支援対象とならない。

⑩消耗品購入費

実証実験の実施に際して必要となる消耗品購入に係る経費。実証実験後も恒常的に使用できる物品や、必要数以上に購入した物品は支援対象としない。

⑪役務費

上記①～⑩に該当しない経費のうち、実証実験の実施に際して必要となるサービスの提供を受けることに係る経費。

※ロボットの開発費用、実証実験使用機器の購入費用、振込手数料、大学受託研究収入等に係る未払消費税、採択者自身の旅費、宿泊費は対象外。

※上記の他、実行委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

(2) 対象期間等

支援対象期間は以下のとおりとする。

【前期採択案件】

実証実験のために採択日以降、令和5年1月31日（火）までに使用し、令和5年2月28日（火）までに支払手続きを完了したものに限り。

【後期採択案件】

実証実験のために採択日以降、令和5年2月28日（火）までに使用し、令和5年3月10日（金）までに支払手続きを完了したものに限り。

(3) 精算方法

支援対象となる経費の支払いは精算払いとし、原則として実証実験終了後に行う。

採択者は、全ての同経費を立て替えて、経費報告書兼請求書及び同経費にかかる必要書類（見積書、請求書、領収書など金額及びその支払いの事実が確認できる書類）を前期採択案件は令和5年2月28日（火）までに、後期採択案件は令和5年3月10日（金）までに実行委員会に提出しなければならない。

実行委員会は、その内容を確認した上で、採択者に実際に掛かった経費を支払う。

3 安全対策

実行委員会は、採択者及びモニター等の参加者が安全に実証実験を行うことができるように、適切な賠償責任保険^{*}を指定し、採択者及び実行委員会は、原則として同保険に加入する（保険料は支援対象となる経費を含む）。

実行委員会は、その加入手続きの補助を行う。また、採択者に対し、安全対策のために必要な助言その他の支援を行う。

※ 実証実験に起因する事故の損害賠償責任を補償する保険等。

4 PR活動

実証実験実施の際は県が記者発表を行う等、採択した企画のPR活動を行う機会を採択者に提供する。

なお、実証実験及びその結果は、財産権を伴う技術情報など公表に適さないものを除き、公開とする。

5 神奈川県立産業技術総合研究所等による支援

同所が必要に応じて、技術改良に向けたアドバイスや優れた技術を持つ県内企業の紹介を行います。

また、同所が設置・運営しているロボット実証実験に係る「倫理審査会」を活用することもできます（倫理審査料は、支援対象経費です）。

6 そのほかの支援

必要に応じて、実行委員会が紹介する専門家等から、実験の効果を高めるためのアドバイスを、受けることができます（専門家への謝金と旅費は全額を事務局が負担します）。

V 実施の流れ

1 申請書等の提出

申請者は、「Ⅲ 申請方法」に記すとおり、期日までに指定の書類を実行委員会に提出する。実行委員会は、審査に先立ち、内容についてのヒアリングを申請者に対して行う。

V 実施の流れ

1 申請書等の提出

申請者は、「Ⅲ 申請方法」に記すとおり、期日までに指定の書類を実行委員会に提出する。実行委員会は、審査に先立ち、申請者に対して内容についてのヒアリングを行う場合がある。

2 審査及び採択

実行委員会は、提出書類において、企画の優位性、実証実験の目的・履行の確実性、事業化の見通し等の観点から総合的に審査を行い、採択の可否を決定する。

なお、得点が高い順に採択するが、合計得点が6割未満の場合には、順位いかんに関わらず不採択とする。

3 採択説明会への参加

採択者は、実行委員会が採択者向けに開催する説明会に参加すること。

開催日時場所等については採択決定後、別途連絡する。

(開催時期について、前期採択案件は7月頃、後期採択案件は10月頃を想定。また、場所については神奈川県庁周辺の施設若しくは神奈川県立産業技術総合研究所を想定。)

4 覚書の締結

採択者と「さがみロボット産業特区協議会」との間で、実証実験を進めていく上で必要な「秘密の保持」等を定めた覚書を締結する。

5 計画調整及び事前手続き

採択者及び実行委員会は、実証実験の実施に向けて計画を調整する。

実行委員会は、実施場所やモニターについて助言、その他の支援を行う。

採択者は、実行委員会の助言の下、実証実験を実施するために必要な手続（施設・道路の使用許可申請、倫理審査等）を行う。

6 実証実験の実施

採択者及び「さがみロボット産業特区協議会」は、可能な限り公開の場で実証実験を行う。

7 精算

実行委員会は、「Ⅳ 支援内容」に記すとおり、支援対象となる経費を採択者に支払う。

8 結果の報告

採択者は、結果報告書や成果報告集（レポート集）により、実証実験の結果を報告する。

9 その他イベントへの出展他

実行委員会は、「さがみロボット産業特区協議会」が開催するイベント等への参加を採択者に依頼する場合がある。

採択者は、実証実験についてメディアから取材があった場合、本実証実験が「さがみロボット産業特区」の支援を受け実施している旨、メディアへ発信すること。

10 事業終了後の報告

事業効果の検証のために県に報告を求めることがある。

特に、本事業で支援した実証実験によりロボットが商品化する際には、県に必ず報告すること。併せて、販売台数等の実績を報告すること。また、「さがみロボット産業特区発のロボット」として施策の紹介やPRに活用することがある。